

鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部公的研究費の運営・管理に関する基本方針

平成 28 年 2 月 10 日
制 定

鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部は、公的研究費の不正使用を防止するため、研究費の運営・管理に関する基本方針を制定する。

1 機関内の責任体系の明確化

「学校法人享栄学園公的研究費運営管理規程」において、運営・管理に関わる者の責任体系を明確化し、学内外に公表する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

適正な運営・管理の基盤となる環境を整備するために、以下の取組みを推進する。

- ① 「学校法人享栄学園公的研究費運営管理規程」「学校法人享栄学園科学研究費補助金取扱規程」「学校法人享栄学園研究費規程」の公表による事務処理手続きに関するルールの明確化、統一化
- ② 教職員対象のコンプライアンス教育研修会による教職員の意識向上
- ③ 告発等の取扱、調査及び懲戒に関する規程の整備

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定、実施する。

4 研究費の適正な運営及び管理活動

不正防止計画を踏まえ、業者との癒着の発生を防止し、研究計画に基づいた研究費の適正な運営・管理を行う。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

大学内での情報共有を推進するとともに、大学の取組や事例を広く学外へ発信する。

6 モニタリングの在り方

内部監査室の定期的な監査に加え、実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。